

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年10月25日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和5年10月11日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県情報公開審査会（第三部会）第172回審査会の議事を録音した『音声データ』を複写したもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） これに対し、実施機関は、令和5年10月25日付けで、開示請求のあった公文書は、調査の結果、存在しなかったとして公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、令和5年11月27日付けで、実施機関に対し、処分の取り消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4） 当審査会は、本件審査請求について、令和6年9月30日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- （5） 当審査会は、令和6年10月31日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （1） 審査請求の趣旨

ア 処分の取り消しを求める。

イ 不開示理由の訂正を求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求に係る「音声データ」は、条例第2条第2項で規定する「公文書」に該当する。

埼玉県情報公開審査会「令和5年7月13日答申第271号」5審査会の判断(2)本件処分の妥当性についてイ開示請求の対象となる公文書該当性については、「実施機関の説明によると、議事を録音した音声データは担当者が議事録に記載が必要な事項を確認するための資料として、委員の発言の詳細な記録が必要であることから録音している・・・」との記述があり、情報公開審査会の議事が録音されているのは明白であるから開示しない理由「調査の結果、開示請求に係る公文書が存在しなかった・・・」は誤りである。すなわち、審査会の議事が録音されていることは公知の事実であり、調査する必要などない。また、「文第725号令和5年10月25日」不開示決定は、開示請求に係る「音声データ」が公文書に該当しないとす根拠（理由）が示されていない。不開示決定は不当である。

(3) 反論書の趣旨

開示請求に係る「音声データ」は、条例第2条第2項で規定する「公文書」に該当する。弁明書において、公文書に該当しないとしているのは誤りである。

会議録（議事録）の作成に当たり、担当職員が記録の正確性を確保すべく、いわゆる「メモ」として「ICレコーダー」を用いて録音した「録音データ」は会議録の作成が完了した場合には消却されるものであるからして「公文書」に該当するか問題になるが、最高裁判所第一小法廷の平成16年11月18日判決では会議録作成のためのメモとして用いられている「録音テープ」は公文書に該当する旨を判示している。これは、その後の情報公開審査における「基本的な考え方」として定着し全国各地の情報公開審査会が採用している。

埼玉県情報公開審査会の平成17年6月16日付「答申第46号」でも、実施機関（警察本部長）が開催した会議の録音テープについて、「担当者（職員）個人の

ものであり、条例に規定されている公文書でない」とした不開示決定を「妥当ではない」と結論づけている。実施機関が知事である本件とは事案を異にしているものではあるが、「埼玉県情報公開審査会」の見解としては、最高裁の判示をふまえた妥当、適切な判断と言える。

この答申の結論を要約すると、当該担当者が会議の内容を録音していることは実施機関の組織内において共通の認識（暗黙の了解）があり、録音テープが個人的な検討段階の資料にとどまるものでなく、当該事務担当者、発言者、事務局職員を含む会議参加者が同時に聴取していること等から考えれば、録音テープが組織共用性の高い実態を備えた状態の「公文書」であるということである。

本件についても、議事を録音した電磁的記録が、作成又は取得に関与した「職員個人のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態にある」のは明らかで、行政機関の組織において業務上必要なものとして、他の職員も職務上利用する可能性を有するものであり、保存又は廃棄が当該職員の判断だけで処理できるものでなく、組織として管理する場所（「情報管理システム」に一時的に保存されている場合はシステム全体、担当者が業務上保有する電子機器、ＩＣレコーダー等に保存されている場合は機器が置かれている庁舎事務室）に保存されていること等を、総合的に考慮して実質的な判断を行うならば、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」に該当する。

不開示決定は結果においては誤りではないが、不開示の理由は訂正すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

（１） 公文書の定義について

条例第２条第２項に「『公文書』とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十条及び第十八条において同

じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

(2) 議事を録音した電磁的記録の公文書該当性について

議事録の作成については、埼玉県情報公開審査会運営要領（以下「運営要領」という。）第28条第1項において、「総会又は部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。」と規定されており、情報公開審査会の部会を開催したときは、運営要領に基づき議事録を作成している。担当職員は当該議事録を作成する便宜のためにICレコーダーによる録音を行っており、当該音声データは、担当職員が議事録を作成するために個人フォルダに複写し、保存した後ICレコーダーから削除している。また、個人フォルダに複写したデータも議事録作成後速やかに廃棄している。

したがって、情報公開審査会の議事を録音した電磁的記録は、議事録を作成するために担当職員のみが一時的に保存し、使用しているものであることから、条例第2条第2項でいう、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しないため、公文書に該当しない。

(3) 「文第725号令和5年10月25日」不開示決定について

本件処分において、「開示しない理由」欄には、条例に規定する公文書の定義及び探索の結果、定義に則した公文書が存在しなかった旨を記載している。

上述のとおり、本件開示請求に係る音声データは「実施機関の職員が組織的に用いるもの」ではない。

また、開示請求時には既に廃棄済みであったことについて、ICレコーダー及び担当職員の個人フォルダの確認により行ったものであるから、開示請求に係る音声データは「当該実施機関が保有しているもの」に該当せず、条例の適用対象となる公文書ではない。

本件処分はこれらを理由に行ったものであることから、本件処分における処分理由の提示は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、令和5年2月21日に開催された第172回埼玉県情報公開審査会第三部会の議事を録音した「音声データ」を複写したもの（以下「本件文書」という。）について、実施機関が条例第2条第2項で規定する公文書が存在しないことを理由として行った公文書不開示決定である。

審査請求人は、本件文書は、条例第2条第2項で規定する「公文書」に該当し、開示しない理由「調査の結果、開示請求に係る公文書が存在しなかった・・・」は誤りであると主張している。

このため、当審査会では、実施機関が条例第2条第2項で規定する公文書が存在しないという理由に基づいて行った本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 開示請求の対象となる公文書に該当する要件について

公文書の定義として、条例第2条第2項は、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めている。また、「実施機関」については、同条第1項で「この条例において『実施機関』とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。」と定めている。「実施機関」とは、開示請求等に係る事務を処理する基本的な組織の単位であり、県において行政組織規則等により定められている地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）によって独立して事務を管理し、執行することができる機関を指す。

「実施機関の職員」とは、「実施機関」の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員であり、「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関」の職員が当該職

員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的な立場において作成し、又は取得したことをいう。また、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該「実施機関」の組織において業務上必要なものとして、利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）をいい、「保有しているもの」とは、当該「実施機関」が所持している文書をいい、この「所持」は、物を事実上支配している状態をいう。

イ 開示請求の対象となる公文書該当性について

実施機関の説明によると、埼玉県情報公開審査会運営要領第28条第1項の規定に基づき、審査会が開催されたときは議事録を作成し、担当職員は当該議事録を作成する便宜のために、ＩＣレコーダーによる録音を行っている。担当職員は審査会が終わった後に速やかに当該音声データを担当職員本人のみがアクセスすることができる個人フォルダに保存し、ＩＣレコーダーから音声データを廃棄している。議事録作成後、担当職員は速やかに個人フォルダから保存した音声データを廃棄しており、廃棄に当たり他者の了解は必要ないとのことである。なお、開示請求時点において、ＩＣレコーダーやファイルサーバ上を検索したほか、当時担当していた職員への聞き取りを行うなどの調査を実施したが、その存在を確認することはできなかった。前述のとおり、音声データは、随時廃棄としていること、また実際に本件文書を廃棄した記録なども残されていないことから、廃棄時期について正確には確認できなかったとのことである。

以上のことから、情報公開審査会の内容を録音した音声データは、担当職員のみがアクセスできる個人フォルダに保存され、専ら録音を行った職員の判断で処理できる性質の文書であることから、組織において業務上必要なものと認められた段階にまでは至っていないものと評価でき、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」には該当しない。本件文書はその存在を確認できなかったとのことだが、仮に本件文書が存在していたとしても同様である。

また、上述のとおり、本件文書は開示請求時点で存在していなかったことから、

本件文書を「所持」していたとはいえず、条例における公文書の要件である「当該実施機関が保有しているもの」に該当しない。

以上のことから、本件文書は公文書に該当しないため、実施機関が不存在を理由として行った本件処分は妥当である。

この点に関連し、審査請求人は平成１６年１１月１８日最高裁判所第一小法廷判決を挙げるが、本件とは事案を異にしており、審査請求人の主張は採用できない。

(３) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(４) 結論

以上のことから、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和６年 ９月３０日	諮問(諮問第３７８号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和６年１０月３１日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第１７５回審査会）
令和６年１１月２０日	審議（第一部会第１７６回審査会）
令和７年 １月 ９日	審議（第一部会第１７７回審査会）
令和７年 １月２９日	審議（第一部会第１７８回審査会）
令和７年 ２月１９日	答申